6 2 第 7 6 2 十三条 5 5 ς 5 する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(1 + め原の入 げる措 所 装置 案 開 加 又 兀 七 12 介 設サー 護老人 状態 Iを 図 養管 いう。 は ものとする。 の内容につい 催 者 する場合にあって おいて「担 他 電 身体的拘 条 その の 二 一等を活 の回 等 話 (略) (略) 置を り、 に応じた栄養管理を計 0 従業者に 以 理 担当者に対する照会等により、 装 ) を 活 上開 保健 家族 置 同 ピ 一その 意を得なければならない。 用して行うことが ス 自 介 当者」 [催するとともに、その結果について、 <u>寸</u> 護 計 (以 て、 周 用 した日常 老 画 他 知 下この して行うことが  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ という。 担当 徹底を図ること。 情 は、 保 作 はならない身体的拘束 化 報 健 成 者 頃に のため 生活 施 テレビ 通 から、 設 信 )を招集して行う会議 を営 |機器 画 できるも お は 的 のい。 電 11 束 て 話 (以 に むことが 専 できるも 対 等 入 装置 行 門 策 所 入  $\mathcal{O}$ わ 的 当 )をいう。 下 を 者  $\mathcal{O}$ 適 とす 検討 等の な 所 「テ 正  $\mathcal{O}$ け 者 で 栄  $\mathcal{O}$ 化 る。 等」 活用について当該 とする。 レ れ きるよう 養 する委員 を ば ピ 図 状 なら ただし لح 一るため、 以下同じ。 電 態 (入所者に 話装置等」 介護職員そ 1 (テレ 、 う。 な 会 維 を三月 下この 各入 持及 (テレ · ビ電 次 所 が 所 び 対 に の他の従業者に周印敬まと引う・・・・に一回以上開催するとともに、その結果について、身体的拘束等の適正化のための対策を検討った。 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化 6 2 5 5 6 第十三条 7 2 第 7 新 ビス計 十四条 5 5 5 下同じ。)の開 条において「担 する介護保健施 意見を求 施 計 設 12 画担 設 画の サー 略 当介護支援 めるものとする。原案の内容につい ビス 略 案の内容について、開催、担当者に対す 1当者」という。)を召集して行う会議に設サービスの提供に当たる他の担当者(支援専門員は、サービス担当者会議( 計 画  $\mathcal{O}$ ,当者に対する照会等により、 作 成 担当者から、 ついて、介護職員は討する委員会を三 化 専門 を 义 るため、 的 当 おえ見地の一該施設 をいう。 介護職員そ (以所 万十二の かけー から 次

月

以の対